

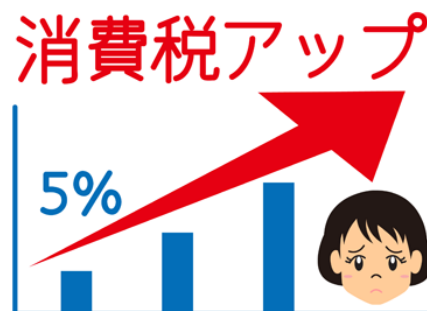
# まずはご相談を！

消費増税についての相談窓口を設置しました。



本会では、二段階での引上げが予定されている消費税の価格転嫁を商店街の各店舗が円滑に行うことができるよう、制度改正によって生ずる様々な課題に対応するための相談窓口を設置しました。

下記により、税理士が電話又は面談で消費税の制度改正についての相談に応じます。



## ①相談窓口

### 日程

25年	10月	9日(水)、23日(水)	13時~17時
	11月	13日(水)、27日(水)	
	12月	11日(水)、18日(水)	
26年	1月	15日(水)、29日(水)	
	2月	12日(水)、19日(水)	

### 対応者

金子長彦税理士事務所 金子長彦税理士

### 相談方法

直接お電話にてお問い合わせ下さい。

☎ 088-880-5008 (「金子長彦税理士事務」高知市杉井流 27-2)

また、税率引上げ後にも改正前の税率が適用される経過措置など制度改正のポイント、価格転嫁についての問題、価格の表示に関する問題などについて、専門家を派遣しますので、下記までお問い合わせ下さい。



## ②専門家派遣

【お問い合わせ・お申込み先】

高知県商店街振興組合連合会 (高知市布師田 3992-2)

Tel: 088-845-8870 Mail: miyazaki@kbiz.or.jp

(担当) 商店街振興課長 宮崎重人